

だれもが自分らしく暮らせるまちに 縦割りから包括的な切れ目のない支援へ、地域のネットワークで支え合う社会に

コロナ禍の下、休業や雇止めによって経済的に困窮し、住居すら失いかねない非正規労働者、緊急事態宣言に伴う地域活動の停滞、つながりが絶たれ地域の中で孤立する高齢者——。コロナは私たちの暮らす社会の脆弱性をあらためて顕在化させました。制度の狭間に取り残されがちな人々や複合的な課題を抱えた家族を、必要な行政サービスや地域資源へつなげるためには、介護保険、障がい福祉、就労支援といった縦割りの枠組みを超えた、横断的かつ包括的な相談支援体制の構築が必要不可欠です。加えて、市民と市民、市民と公的機関によるインフォーマルなネットワークが、制度だけでは担保できない地域の安心を高めることも再確認されました。

「だれもが自分らしく暮らせるまちに」とは、高齢になっても障がいがあっても、子育て・介護などいかなる役割を担っていても、その人の人生を自己決定できる社会を共につくろうとのメッセージです。そのためには、選択と決定を支える情報提供や意思決定支援、多様なニーズを捉えた施策メニューが欠かせません。それぞれの地域特性を踏まえつつ、他者を認め合い尊重できる寛容な社会をめざして取り組みを進めます。

個人の自己決定を尊重しあい、互いを認め合うインクルーシブな社会へ

【基本政策】

- ① 障がい者、高齢者に寄り添った平等な情報の提供と意思決定支援を行う。
- ② 就労に困難を抱える人も対等に働ける場を増やし、働き方を選択できるしくみをつくる。
- ③ 認知症への理解をすすめ、地域社会に活躍と交流の場をつくる。
- ④ 「ひきこもりを生きる」をゆるやかに支援する。

【具体施策】

- ① 相談内容を整理し支援につなげる「まちかどなんでも相談」をつくる。
 - ・医療・介護・障がい福祉などの制度をつなぐ横断的な相談支援体制をつくる。
 - ・在宅でも施設利用でも一人ひとりの尊厳を守り、その人らしい意思決定を尊重する。
- ② 労働者協同組合法・東京都ソーシャルファーム条例の制度を活用して地域に働く場をつくる。
 - ・短時間労働の推進、若年性認知症の人の活躍の場・就労の場づくりを制度化する。
- ③ 成年後見制度の運用を改善し、市民後見人[※]の普及と活用により誰でも利用しやすくする。
 - ・ケアラーズ・カフェ[※]や認知症カフェなどの居場所づくりをすすめる。
 - ・ピアサポート活動を支援する。
 - ・若年性認知症の人の社会参加の場を広げる。
 - ・認知症の人の地域との交流、ネットワークづくりをすすめる。
- ④ ひきこもりの人の自己決定を尊重し、多様な選択肢を認めた相談支援や、居場所をつくる。
 - ・ひきこもりの本人と家族のための安心できる居場所や、ともに学び理解しあう相談の場をつくる。

※ **市民後見人**：成年後見人とは、障がいや認知症等で不安のある人に代わり不動産や預貯金等を管理したり、福祉や医療の利用契約や支払などを行ったりする人。そのなかで弁護士や司法書士などの資格をもたない親族以外による成年後見人等を市民後見人という。

※ **ケアラーズ・カフェ**：介護について悩みを話したり、ケアラー（介護者同士）で交流することを目的に、気軽に集える地域の居場所。自治体だけでなく、NPO法人、社会福祉法人等様々な担い手によって運営されている。

ケアする人もされる人も大切にされる社会へ

【基本政策】

- ① 24時間対応できる在宅介護のしくみをつくる。
- ② 必要なときにサービスが利用できるように介護人材や事業所を確保し、介護従事者の労働環境の整備をすすめる。
- ③ 複雑化した介護の問題は、家族を丸ごと支える。
- ④ 介護する人の人生を応援するケアラー支援条例^{補足説明10}をつくる。
- ⑤ ヤングケアラーに寄り添った支援のしくみをつくる。
- ⑥ 地域包括ケアシステムを持続可能なしくみにする。

【具体施策】

- ① 家族介護者が離職などをせず暮らせるように、ショートステイサービスや小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などを拡充する。
- ② 介護認定の仕方を見直し、必要な人が必要なサービスを受けられるようにする。
 - ・介護従事者の待遇改善のために、国に基本介護報酬のアップを求める。
- ③ 在宅医療の充実に向けて多職種連携を支えるしくみをつくる。
 - ・複雑化した困難事例に対応する地域包括支援センターを、後方支援する機能をつくる。
 - ・障がい・医療的ケア児を育てる親を支える。
 - ・精神疾患を抱える人と、その家族をまるごとサポートする体制を強化する。
 - ・その人の暮らしを支える総合的医療（プライマリ・ケア）^{*}を推進する。
- ④ ケアラーが、気軽に話せる場、立ち寄れる場をつくる。
 - ・ケアラー支援マップを作成し、相談支援機関、ケアラーズ・カフェ、家族会等を通して配布する。
 - ・ケアプラン策定・更新時に、ケアラー・アセスメント^{*}を行う。
 - ・家族丸ごと支援のワンストップ相談窓口を設置する。
 - ・相談支援機関に記載した、ケアラー手帳を配布する。
 - ・家族を丸ごと支援する視点で、ケアプランを策定する。
 - ・障がい児・者の相談支援業務（ケアマネジメント）と個別計画の策定の際に、ケアラー支援の視点が入るようにする。
 - ・ケアラーへのレスパイトケアを充実して使いやすくする。
 - ・ケアラーズカフェやケアラー支援の機関などと、地域包括支援センターの連携をすすめる。
 - ・ケアラーが看られなくなった時の緊急ヘルパー、緊急一時預かり制度を充実させる。
- ⑤ 地域におけるケアラー・ヤングケアラーの、ニーズ把握と当事者への周知を兼ねた実態調査を実施する。
 - ・ヤングケアラーを支援する団体に財政援助するしくみをつくる。
 - ・ヤングケアラー同士をつなぎ、ピアサポートの場をつくる。

※ **プライマリ・ケア**：Primary care。ふだんから何でも診て相談に乗ってくれる身近な医師（主に開業医）による総合的医療。これからの地域医療体制を考える上で重要な概念とされている。

※ **ケアラー・アセスメント**：家族等を介護・介助している人（ケアラー）の生活や健康の状態などを把握・評価するための手法。具体的なツールとしては、アセスメントシートやケアラー手帳がある。

- ・夜間等にも対応できる LINE 相談を開設する。
- ・相談支援機関に元ヤングケアラーを配置する。
- ⑥ 相談しやすい窓口や居場所づくり、居住支援など地域の主体的な取り組みを活かし、生きづらさや困難を抱えた人が孤立しないまちづくりをすすめる。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業が地域で機能するためのしくみをつくる。
- ・介護事業所の提出書類を簡略化し、本来の業務に集中できるようにする。
- ・地域のケアマネ同士が意見交換、情報共有できる場をつくる。
- ・ケアマネの資質向上のための情報共有、事業者を超えた連携を可能にする協議会などの場をつくる
- ・各種事業所の機能、対応内容が見える化して質の向上をはかり、利用者が選択しやすくする。
- ・災害時の要配慮者の避難計画と支援体制を整える。

住まいは人権——すべての人に住まいの保障を

【基本政策】

- ① 住まいの確保が困難な人への相談と支援を充実する。
- ② 居住後に孤立しない居住支援のしくみをつくる。

【具体施策】

- ① 都営・区営・市営住宅を住宅確保要配慮者に優先的に貸す。
 - ・空き家を活用し、住宅確保要配慮者とのマッチング事業をすすめる。
 - ・若者やひとり親世帯への住宅補助制度をつくる。
 - ・障がい児とその親がともに暮らせるグループホームをつくる。
 - ・精神疾患の人の退院支援と、地域で暮らすための相談と伴走型支援のしくみをつくる。
 - ・居住支援協議会[※]をつくり、住まいの確保に困難を抱える人の住まいを確保し、生活の支援を行うことで、自分らしく地域で暮らすことを支える。
 - ・居住支援法人[※]と行政との連携を強める。
 - ・居住支援法人への登録を促す支援制度を充実させる。
 - ・高次脳機能障がいの人が暮らしやすいグループホームをつくる。
- ② サテライト型住居[※]を障がい者グループホームに取り入れ、多様な支援につないで地域のくらしをささえる。
 - ・その人らしく暮らすために、ともに暮らすことで協力しあえる住まい方を実現する。
 - ・地域の中での見守りを支援するしくみをつくる

※ **居住支援協議会**：住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭など）が民間賃貸住宅に入居しやすくなるよう、自治体、不動産関係団体等が連携して設立する。2022年9月現在、東京都内で設置しているのは、東京都、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、立川市、小金井市。

※ **居住支援法人**：住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証、賃貸住宅の情報の提供や相談、見守りなど生活支援等を実施する法人。都道府県が指定する。

※ **サテライト型住居**：食事や余暇活動などコミュニケーションをはかる場所をもつ障がい者グループホームに通える場所で、一人暮らしに近い状態で生活を送れる住居のこと。

コロナにより顕在化した貧困の連鎖を断つ

【基本政策】

- ① 学生や若者の貧困対策を、教育現場での支援だけでなく福祉施策としてすすめる。
- ② 制度の狭間にいる困窮者への、切れ目のない柔軟な支援をすすめる。
- ③ 困窮者支援のワンストップ相談窓口と伴走型支援を拡充する。(再掲)

【具体施策】

- ① 大学生への家賃補助や生活費補助の制度をつくる。
 - ・ 社会的養護に係る施設等の退所後の若者への支援を拡充する。
 - ・ 若者の正規雇用化に向けた支援体制を充実させる。
- ② 制度ではカバーできない非正規雇用者の個別、段階的な救済のしくみをつくる。(再掲)
 - ・ 貧困救済のためだけでなく居場所としての「子ども食堂」をつくる。
 - ・ SNS やメールを活用した相談体制を充実させる。
- ③ 一人ひとりに寄り添った支援が届くよう、複数の支援員で伴走型支援をする。
 - ・ 困窮者（高齢・障がい・貧困など）支援団体をネットワークし、支えあう しくみをつくる